

保存期間：10年

資料	5
----	---

税務行政上の国際的課題への取組

税務行政上の国際的課題への取組

1. 二重課税問題への対処

(1) 相互協議

○相互協議事案 繰越件数 (単位：件)

事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度
APA	88	129	143
移転価格	37	48	29
その他	39	26	29
合計	164	203	201

○APA処理事案 地域別内訳 (単位：件)

事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度
米州	24	16	20
アジア・大洋州	17	18	26
その他	6	5	3
合計	47	39	49

(2) 国際的なルール作りへの参画

OECDにおける租税委員会

2. 税務当局間の協力

(1) 情報交換

個別的情報交換、自動的情報交換、自発的情報交換など

(2) 執行協力

- ・全世界ベース

7カ国税務長官会合、税務行政フォーラム、OECDアウトリーチ活動

- ・地域ベース

環太平洋税務長官会議 (PATA)、アジア税務長官会議 (SGATAR)

- ・二国間ベース

日中税務長官会合、日韓税務長官会合、国別研修、国別講師派遣

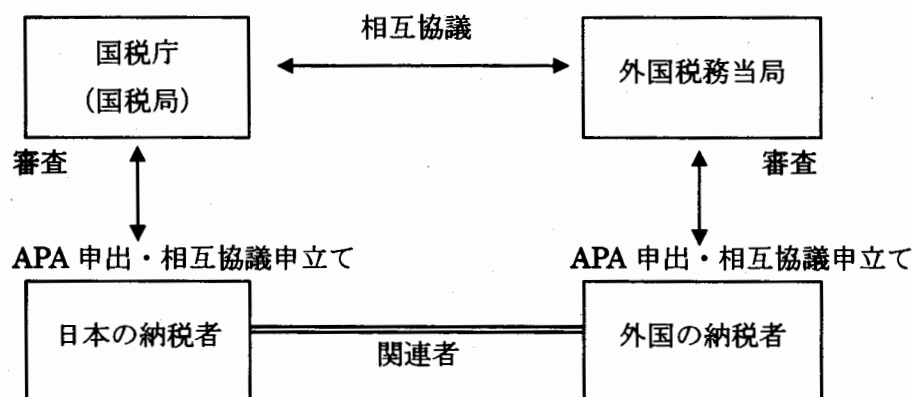
二 国 間 事 前 確 認 の 仕 組 み

事前確認 (Advance Pricing Arrangement : APA) とは?

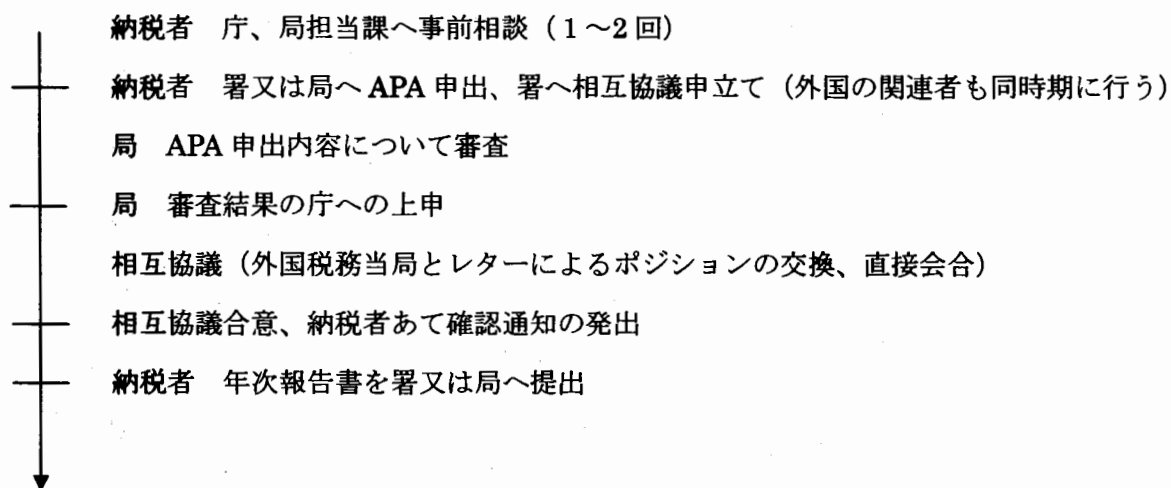
移転価格課税に関して、税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について、確認を行う制度。昭和 62 年、世界に先駆けて我が国で導入。

移転価格税制の適正・円滑な執行、移転価格課税に関連する企業の事務負担の軽減、及び企業経営の予測可能性の確保のため、国税庁は、APA を積極的に推進。

《二国間 APA のイメージ》

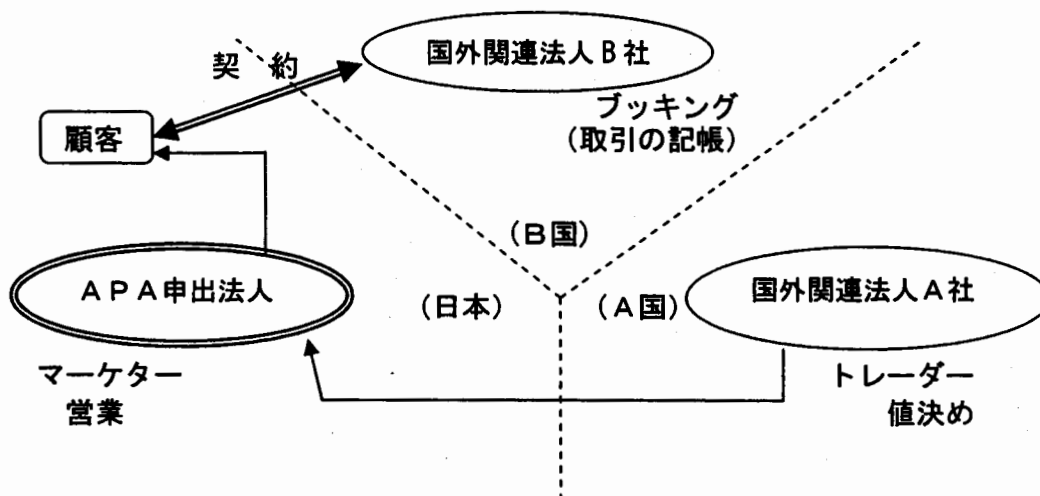


《二国間 APA の流れ》



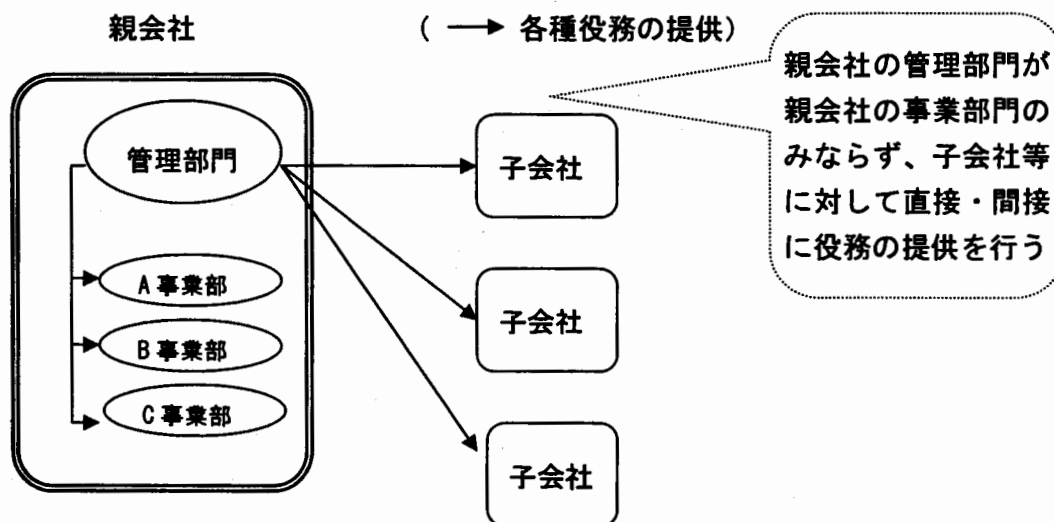
最近の二国間事前確認（APA）のケース

○ グローバル・トレーディングに関するケース



デリバティブ取引による収益の関連者間での配分に関し、移転価格算定手法及びその具体的内容についてAPAの申出。

○ グループ内役務提供取引に関するケース



親会社が海外子会社に対して提供する役務提供（会計、税務、法務、情報システムの運用・保守・管理、資金の運用・調達など）の対価についてAPAの申出。

○ 無形資産の譲渡取引に関するケース（不適切な例）

- * 無形資産の譲渡取引に関するAPAの申出で、我が国の税の不当な軽減を主要な目的とすると認められる場合、不確認及び相互協議終了の処理を行うこととなる。

